

第3回 王寺町立義務教育学校部活動地域移行等に係る検討委員会

日時:令和7年9月9日(火)15:00～

場所:王寺町役場3階 応接会議室

次 第

1 開 会

2 学校部活動の現状及び地域移行に向けた取組について

(1) 学校部活動の地域移行に向けた取組

資料1

参考資料1:教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図る

ために構すべき措置に関する指針(改正案)【文部科学省】

3 その他

4 閉 会

学校部活動の地域移行に向けた取組

○令和7年度 義務教育学校部活動人数

令和7年5月1日現在

王寺北義務教育学校

	茶華道部		家庭部		美術部		吹奏楽部		野球部		バレーボール部		バスケ部		ソフトテニス部		卓球部		陸上競技部		水泳部		サッカー部(南義務) 【拠点校】	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
7年	0	2	2	4	1	4	2	7	3	0		6	10		8	1	4	6	11	7	3	1	0	0
8年	0	1	0	3	1	6	1	3	9	0		7	11		6	2	9	7	17	9	3	1	0	0
9年	0	0	5	5	0	1	3	9	6	0		9	11		3	6	6	1	3	1	4	0	0	0
合計	0	3	7	12	2	11	6	19	18	0	0	22	32	0	17	9	19	14	31	17	10	2	0	0
	3		19		13		25		18		22		32		26		33		48		12		0	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
顧問	0	2	0	2	0	1	0	2	2	0	1	1	1	1	2	2	1	1	2	1	1	1	0	0
	2		2		1		2		2		2		2		4		2		3		2		0	
部活動指導員	1						1														1			

王寺南義務教育学校

	茶華道部		美術工芸部		吹奏楽部		野球部		バレーボール部		サッカー		ソフトテニス部		卓球部		陸上競技部		バドミントン		バスケ部(北義務) 【拠点校】	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
7年	1	6	0	4	3	16	5	0		11	3	0	5		4		23	7		11	8	0
8年	0	3	1	10	4	9	8	0		2	6	0	10		9		10	9		10	3	0
9年	1	3	0	4	1	13	11	1		1	7	0	2		7		5	11		11		
合計	2	12	1	18	8	38	24	1	0	14	16	0	17	0	20	0	38	27	0	32	11	0
	14		19		46		25		14		16		17		20		65		32		11	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
顧問	0	2	0	2	1	2	2	0	2	0	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	0	0
	2		2		3		2		2		3		3		2		3		2		0	
部活動指導員	1				2		2		1										1			

○各部活動の方向性の検討

	吹奏楽部	野球部	バスケットボール部	バレーボール部	ソフトテニス部	卓球部	陸上競技部	水泳部	サッカー部	バドミントン部
活動場所	人数が多い、楽器の運搬が困難なため、各学校で実施	指導者の希望者が多いため、各学校で実施	現在の拠点校方式を採用	指導者の確保が困難なため、人材バンク等での指導者の確保が困難な場合は、拠点校方式を検討	毎週の指導者の確保が困難なため、人材バンク等での指導者の確保が困難な場合は、拠点校方式を検討	現在実証事業で行っている外部指導員による拠点校方式を採用	人数が多いため、各学校で実施	現在も北義務のみでの活動のため、拠点校方式を採用	現在の拠点校方式を採用	現在も南義務のみでの活動のため、拠点校方式を採用 ※現時点で土日の活動なし
指導等可能な人材	【北義務】 ・部活動指導員1名 ・指導者(教員)1名(月数回) 【南義務】 ・部活動指導員2名 ・補助者(教員)1名(月数回)	【北義務】 ・指導者(教員)1名(毎週) ・補助者(教員)3名(月数回) 【南義務】 ・部活動指導員2名 ・指導者(教員)2名(毎週)	【拠点校】 ・指導者(教員)1名(毎週) ・補助者(教員)2名(月数回)	【その他】 ・県人材バンク(指導者)2名 ※協議中	【北義務】 ・なし 【南義務】 ・指導者(教員)1名(毎週) ※R8.8月まで 【その他】 ・「王寺ユースソフトテニスクラブ(王寺町スポーツ協会所属)」による指導	【北義務】 ・なし 【南義務】 ・なし 【その他】 ・外部指導者1名(月1回)	【北義務】 ・指導者(教員)1名(毎週) 【南義務】 ・指導者(教員)1名(毎週)	【北義務】 ・部活動指導員1名 【南義務】 ・なし	【北義務】 ・なし 【南義務】 ・なし	【北義務】 ・なし 【南義務】 ・なし
課題	北義務の補助者の確保が必要	現状の体制が維持できれば特になし ※教員の異動により体制が変わる恐れあり	現状の体制が維持できれば特になし ※教員の異動により体制が変わる恐れあり	各校で実施するには補助者が2名必要	①北義務のソフトテニス部は男女あり、大会日が違うことから男女各2名(指導者・補助者)の計4名体制が必要 ②指導者・補助者の確保が必要	①現在の体制では月1回開催となる ②補助者の確保が必要	各校補助者の確保が必要	補助者の確保が必要	指導者・補助者の確保が必要 ※R9～部員数が確保できないことから廃部を検討	指導者・補助者の確保が必要

○課題点

・教員の異動により、安定した部活動の体制を維持することが困難である。

・部活動として継続する活動と部活動指導員が確保できず地域クラブに移行する活動がそれぞれ発生すると、地域クラブは保護者負担が必要になることから不公平感が生じる。 → 全ての活動を地域クラブに移行

・練習試合に多く参加する活動は引率等による人件費が高額になる。 → 国のガイドラインに基づき、回数制限などの町のルールを作成

○方向性等

【方向性について】

- ・平日は、当面の間、学校部活動として活動を継続
- ・土日は、部活動の指導を希望する教職員は兼職兼業の許可を町教委から受け、地域指導者として携わる
※文部科学省指針（改正案） [参考資料1](#)
- ・公式戦の出場は各学校部活動で登録
※地域指導者で引率する場合は、部活動指導員の登録も必要
- ・各学校で指導者の確保が困難な場合は、拠点校方式も検討

【指導者について】

- ・県人材バンクを活用（令和7年5月1日より運用開始）
- ・町人材バンクを立ち上げ、指導者の登録（令和7年10月予定）
※「総合型地域スポーツクラブやわらぎトラスト」への登録を検討

【報酬について】

- ・指導者 1,600 円
（スポーツ・文化活動の技術指導、練習メニューの作成、練習試合の引率等）
 - ・補助者 1,200 円
（指導者のサポートや代理、安全管理のための見守り）
- *1 国・県の財源により、変動する可能性あり
*2 活動 3 時間 + 準備(前後) 1 時間

【活動場所について】

- ・学校施設を活用

【運営費について】

- ・活動費＋保険料
※保護者負担については検討

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ・1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- 服務監督教育委員会は、本指針に即して給特法第8条第1項に規定する「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、業務量管理・健康確保措置などの取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合
→ 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
→ 平均で30時間程度とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. 服務監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・服務監督教育委員会は、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、保護者及び地域住民の参画を得ながら、地域の実情に応じた運用に努める
- ・教師以外の職員の校務運営への参画を一層拡大し学校全体の業務を効果的に改善
- ・今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

【学校業務の適正化 等】

- ・標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化や、学校行事の精選
- ・放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等